裁判へのご支援・ご協力を！
2016年12月14日　118号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

「新・人間裁判」第９回口頭弁論での、船山晃さん（６９才・札幌市西区）の陳述です。

西区に住む船山晃です。

私は、１９４７年に東京新宿で兄・妹の３人兄弟の真ん中として生まれ、現在６９歳です。

都立新宿工業高校を卒業し愛知で三菱重工業に就職し、冷凍機の設計、設備の仕事をしていました。１８歳で普通自動車免許を取り、２１歳で大型２種、大型特殊、牽引車の自動車免許を取り、着実にステップアップしながら働いていました。

２４歳の時に妻と知り合い結婚をしました。その後、妻の父親が胃がんになり、手術をしたために面倒を見なければならなくなり、妻の故郷である小樽に来て、働くことになりました。小樽では、三陸冷工と言う冷蔵庫・冷凍装置の作成の仕事や大型免許を生かして運輸会社でトレーラの運転の仕事をしました。

１９８７年、４０歳の時、今までの経験を生かし、日冷工業という機械や電気製品の修理などをする自営業を始めました。仕事も順調でした。

ところが１９９８年３月に今まで一緒にがんばってきた妻が、突然、脳出血で亡くなってしまいました。その後、１年位は喪失感から立ち直れず、何とか仕事をしながら暮らしていましたが、その１年後に母を、さらにその１年後に妹が、亡くなってしまいました。相次ぐ身内の死に絶望し、生きていく希望をなくし、自殺も考えました。それでも人はそう簡単に死ねるものではありません。何とか生きてきました。

５７歳の時、肺気腫を発症しました。病気とストレスで、７７キロあった体重が５６キロに激変しました。さらにすい臓と胆のうが正常に動かない病気に侵され、加えて、手の関節が曲るなどの症状もあり、仕事をするのも大変になり、６２歳の時に入院をして治療を受けなければならなくなってしまいました。

妻が生きていた時期までは、国民年金もきちんと納付していましたが、その後、精神的不安定な状況になってから、かけていなかったため、年金の受け取り資格がなく、仕事が出来なくなってからは、無収入となり、医療費の負担が大変になり、医療扶助を受けられないか西区生活と健康守る会に相談し、区役所に同行してもらいました。そこで生活保護を勧められ、２０１１年１０月から生活保護を受けることになりました。

現在は、今までの病気に加えて、橋本病、糖尿病、白内障の症状もあります。最近は生きる事に疲れてきました。

１人暮らしになった当初は、食事も手作りしていましたが、病気もあり、買い物や作るのも大変になってきました。最近は、コンビニで３９０円位のお弁当を買い、１日１食の生活をしています。友達との付き合いもお金がかかり、段々疎遠になってきました。

水道料が事業所契約のため７０００円近くかかり、冬期間はほとんど在宅しているため電気代も増えてしまいます。また、灯油代は１６℃くらいに設定し節約していますが、月額１万～１万２千円かかります。室温設定を上げるのは贅沢でしようか

冬季加算も削減されてしまったために、冬期間の光熱費等のやりくりに食事代を減らしてこれらの経費に充てています。

衣類も買えないので、リサイクル品を利用していますが、下着は新品が必要ですが費用の捻出が大変です。冬用の下着、タイツ、防寒用ズボン、厚手の靴下など買いたいものはありますが、値段が高く、なかなか買うことができません。何年も同じものを使用し我慢しています。

月１回の通院も３０分くらい歩いていますが、体調の変化で困難な時もあり、タクシーを利用せざるを得ない時もありますが、その費用も負担しなければなりません。消費税も上がり、諸物価も上がる中で、節約も限界です。

憲法２５条で保障された最低限度の生活を営む権利や、１３条で言われている個人として尊重される、幸福を追求する権利に反するのではないのでしょうか。

人間らしさを奪う保護費の削減は止めていただきたいのです。